

第 20 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第20回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信

会議日時 令和4年5月30日 午後2時00分開会

会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 書記及び議事録署名委員の指名
- 日程第3 報告第1号 大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更案に係る専決処分について
- 日程第4 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 日程第5 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第3号 農地法の適用外であることの証明願について
- 日程第8 議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長	藤原 重信君	1番	細谷 知成君
2番	今野八重子君	4番	金野たか子君
5番	古内 嘉博君	6番	中村 亨 君
7番	鈴木 力男君	8番	及川 建則君
9番	熊谷 玲子君		

（農地利用最適化推進委員 8名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	赤崎地域	浅野 幸喜君	猪川地域	鈴木 一志君
	立根地域	金 典夫君	日頃市地域	佐藤美智子君
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	吉浜地域	菊地 久寿君

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（2名） 大船渡地区末崎地域 尾形キヨシ君
三陸町地区越喜来地域 鈴木 学 君

事務局出席者

局長	小松 哲 君	局長補佐	佐々木浩久君
主事	菅野 由夏君		

午後2時00分開会

○議長（藤原重信君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第20回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

総会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。この間の5月18日、岩手県農業会議の会長、事務局長の研修会並びに会議が開催されまして、私が行くところでしたが、不注意でちょっと怪我をしまして、急遽、農地専門委員会の浅野委員長さんに都合をつけていただきまして、出席をお願いしました。大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。内容は後で事務局の方からお話しがあろうかと思っておりますので、私の方からは話はいたしません。農業委員会の国からのいろんな期待と言うか、要請と言うか、仕事が増えるらしいというふうな話を伺っております。皆さんもご苦労でありますけれども、一緒になって協力し合いながら農業委員会の務めを果たしてまいりたいと、こう考えております。本日も慎重なご審議をお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（藤原重信君） 本日出席の農業委員は9名、推進委員は8名であります。欠席の連絡のあった推進委員は大船渡地区末崎地域尾形キヨシ推進委員と三陸町地区越喜来地域鈴木学推進委員の2名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（小松哲君） それではお手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに先月開催の第19回総会以降の経過報告です。5月18日、一般社団法人岩手県農業会議農業委員会会長・事務局長研修会及び会議に浅野農地委員長と私が出席しております。

次に本日の総会以降の行事予定でございます。5月31日、令和4年度全国農業委員会会長大会は欠席としております。新型コロナウイルス感染症の影響により、岩手県農業会議の代表者が参加することとなっております。次回の第21回総会は6月28日に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。行事等でご不明な点につきましては事務局までお問い合わせ願います。私からは以上でございます。

○議長（藤原重信君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（藤原重信君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事

録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事、議事録署名委員には1番細谷知成農業委員、2番今野八重子農業委員を指名します。

○議長(藤原重信君) 次に日程第3、報告第1号大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更案に係る専決処分についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書の2ページをお開きください。報告第1号令和4年4月22日付農第33-2号により大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更案に係る意見を求められた件について、大船渡市農業委員会規程第10条第1項の規定に基づき別紙のとおり会長が専決処分をしたので、同条第2項の規定により本委員会に報告し承認を求めものです。この案件については、下記の理由において説明しておりますとおり、令和3年12月27日開催の第15回大船渡市農業委員会総会において、農用地区域からの除外に異議がない旨議決しておりましたが、その時の申請書類に土地の面積を少なく記載していたという誤りがあったということで、再度誤りの部分について意見を求められたということになります。

議案書の5ページをお開き願います。農用地区域からの除外一覧でございます。番号1番、面積は7㎡。登記地目、現況地目とも畑。利用目的は駐車場整備のため。備考欄に記載のとおり、先の除外申請で漏れていた7㎡分の除外手続きを行うことについて、大船渡市から農業委員会への意見書を求められたところですが、第15回の総会において既に議決した土地であり、市でも早急に農用地利用計画の変更手続きを進めたいという意向があったため、会長権限により農用地区域からの除外を異議なしと専決したものです。以上です。

○議長(藤原重信君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第4、報告第2号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書の6ページをお開きください。報告第2号農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものがあります。

番号1番、登記地目は宅地、現況地目は畑及び宅地、面積は592.85㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は4月21日となっております。番号2番、登記地目はいずれも畑、現況地目は畑及び雑種地。面積は合計で5,278㎡。権利の取得した理由は相続。届出及び受理の日付は5月6日となっております。以上であります。

○議長（藤原重信君） 報告第2号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第5、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（佐々木浩久君） 議案書の7ページをお開きください。議案第1号農地法第4条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

地図の1ページをあわせてご覧ください。番号1番、地図は2ページ目になります。登記地目は畑、現況地目も畑となっておりますが、現在、耕作は行なっておりません。面積は95㎡。転用目的は一般個人住宅の建築で、理由といたしましては、家族が増え手狭になったため、隣地にある現在の居宅につながるよう増築したいということであります。当該農地は第2種農地であります。増築のために他に適当な土地がなく立地基準を満たしており、また、事業の確実性については金融機関からの残高証明書により確認しており、一般基準を満たしております。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。番号1番についてご報告をします。調査は5月25日、申請人からの聞き取りと現地の確認を行いました。まず、現地の状況は、住宅と農地が混在しているところで、申請地は草刈り管理された休耕畑です。次に、申請に至った経緯ですが、現在、申請人と息子さん二人で住んでいますが、最近、別に暮らしているお孫さん一家と一緒に生活することになり、家族が増え住居が手狭になることから、申請地に平家を増築したいとのことです。なお、居宅の建設場所以外のスペースは芝生にする予定とのことです。周辺への影響については、申請地の南側は現在住んでいる母家、東側は離れ、西側は山林、北側には他が所有する農地があります。当該農地に対しては多少日陰を作ることが予想されますが、耕作ができなくなるほどの影響はないものと思われまます。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号の1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第6、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書の8ページをお開きください。議案第2号農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。番号1番と2番の土地は隣接しており、地図は2ページとなります。番号1番、地図の5ページです。登記地目は畑、現況地目も畑となっておりますが、現在、耕作は行なっておりません。面積は434㎡のうち280.41㎡。権利区分は使用賃貸。転用の理由は、携帯電話基地局建設のためのクレーンヤードや仮設事務所用地として使用するため、許可日から1年間の一時転用になります。次に番号2番、登記地目は畑、現況地目も畑となっておりますが、耕作しているのは一部であります。面積は903㎡のうち200.07㎡。転用の理由は、携帯電話基地局設置建設のための作業ヤードとして使用するため、基地局はこちらの敷地に建設され、許可日から1年間の一時転用です。番号1番及び番号2番の土地は第2種農地となりますが、基地局建設については事業者から計画書が提出されており、他の土地に建設することはできず、事業の確実性も担保されていることから立地基準及び一般基準を満たしております。続いて番号3番、地図は3ページになります。登記地目及び現況地目は畑、面積は244㎡。権利区分は売買。転用理由は、自宅に駐車場がなく不便なため、自宅前の当該地を購入して、家族と来客用の露天駐車場としたいとのことであります。当該地は第2種農地であります。他に適当な土地がないため立地基準を満たしており、事業の確実性については金融機関からの残高証明書により確認していることから一般基準を満たしております。続いて議案書9ページをお開きください。番号4番、地図は4ページになります。登記地目及び現況地目とも畑ですが、現在、耕作は行なっておりません。権利区分は売買。面積は330㎡。転用目的は一般個人住宅の建設で、理由としては、譲受人は現在借家住まいにつき、当該地を取得して自宅を建築したいということになります。当該地は第2種農地であります。譲渡人は高齢で耕作の見込みがなく、周囲に適当な土地もないことから立地基準を満たし、また、事業の確実性については金融機関からの融資通知書により確認していることから一般基準を満たしております。次に番号5番、地図は5ページになります。登記地目及び現況地目はいずれも畑、面積は21㎡。権利区分は贈与。転用目的及び理由は、住居と宅地を贈与により取得するにあたり、宅地と西側の間の敷地が狭く、通路として利用するのも不便であるためとなっております。当該地は第3種農地に該当するため立地基準を満たしております。なお、当該地は贈与のため、隣接地から分筆された土地となります。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番及び2番について大船渡地区大船渡地域佐藤幾子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員（佐藤幾子君） 推進委員の佐藤です。議案第2号1番と2番について、あわせて調査の結果をご報告いたします。5月26日午前9時30分、申請地を確認いたしました。5月27日午後4時40分頃に借受人に電話でお話しを伺うこと

ができました。携帯電話基地局建設用地をエリア内で探していたところ、近くに民家が少なく、災害時にも影響が少ないなどということから、土地所有者に借用願いを出し許可を得たということです。この1番の貸付人と2番の貸付人は兄弟で、主に現地での管理を2番の貸付人が担っているということでした。それで、土地所有者、また、1番の貸付人の代理人の2番の貸付人に電話で5月28日7時に電話で聞き取りをいたしまして、1番の貸付人の土地には携帯電話基地局が既に建っており、今回はそこから少し離れた2番の貸付人の土地に建築をするということだそうです。申請地に隣接する土地は自己所有であり、また、周りに田畑はなく、周りへの影響はないものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号1番及び2番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番及び2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番及び2番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第2号3番及び4番について5番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。初めに3番です。現況は家庭菜園となって、丁寧に管理されておりました。転用理由のとおりなそうです。

続いて4番、現況は草地状態であります。よく管理されておりました。周りは住宅が点在して、農地はごく小面積があるだけでした。譲受人とは連絡が取れなかったため、譲渡人によりますと、業者の斡旋で売ることにしたそうです。周りへの影響はないものと思われまます。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第2号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終り直ちに採決いたします。議案第2号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第2号5番について大船渡地区猪川地域鈴木一志推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木一志君） 推進委員の鈴木です。議案第2号の番号5番の調査結果を報告いたします。現地調査及び関係者からの聞き取り調査は5月25日に行なっております。申請に至った経緯についてですが、譲渡人に確認しました。譲渡人と譲受人は従兄弟同士になります。父親同士が兄弟になります。今回、譲ることとした農地は譲渡人の父親が亡くなって相続し、その後は譲渡人が草刈り管理をしている遊休農地の一部です。この度、宅地全体を譲ることになり、西側敷地が狭く不便であるということであり、区画上も直線になるように、この部分を分割して譲ることにしたとのことでした。また、譲受人のお母さんに確認したところでは、宅地を譲り受けるに当たり、狭かった西側部分をあわせて譲り受けることになった。この際、宅地建物を子供の名義に登記手続きすることにしたとのことでした。周辺への影響ですが、図面の左側は譲渡人所有の農地になっておりますが、影響はないものと考えております。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終り直ちに採決いたします。議案第2号5番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号5番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第7、議案第3号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書の10ページをお開きください。議案第3号農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図は先ほどと同じく5ページになります。この土地は間に字と字の境界があるため区画別となっていますが、地図で確認できるよう、実際は地続きの土地であります。登記地目は田、現況地目は宅地、面積は合計で42㎡。非農地の事由は、昭和59年当時所有者の叔父が居宅を建築してから、居宅への通路として利用しており、農地として認識していなかったということで、これに関して始末書が提出されております。次に番号2番、地図は6ページになります。登記地目は畑、現況地目は宅地で庭として活用されている土地になります。面積は135㎡。非農地の事由は、平成11年に居宅を増築した時から庭として利用しており、登記簿地目も農地でないと考えていたためとしており、これに関して始末書が提出されております。次に番号3番、地図は7ページになります。登記地目は畑、現況地目は宅地。面積は121㎡。非農地の事由は、隣接地に隣地居住者が自宅を建築して以来、この宅地並びに通路及び庭の一部として利用されており、登記簿地目も農地でないと考えていたためとしており、これに関して始末書が提出されております。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について大船渡地区猪川地域鈴木一志推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木一志君） 推進委員の鈴木です。議案第3号の番号1番の調査結果を報告いたします。申請地は、先ほどの転用申請の5番の申請地と同じ場所になります。所有者から確認したところでは、非農地事由に記載のとおり、亡くなった父親の兄弟に自宅の新築用地に通路部分を含めて提供、貸与したものです。使用を昭和59年に遡りますので、38年前のことになります。申請のあった通路部分も当時から通路として利用してきています。今回、贈与の手続きのため土地家屋調査士事務所に依頼して調べるまで、地目が農地のままになっているとは知らなかったとのこととあります。報告は以上であります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第3号2番について7番鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○7番（鈴木力男君） 7番鈴木です。議案第3号2番について、農地法の適用外であることの証明願について、申請人の代理人より聞き取りと現地の確認をした結果を報告いたします。申請人は現在、介護施設に入所中でございます。28日に代理人より聞き取り調査を実施いたしました。現在、相続の関係でお願いしている家屋調査士さんより指摘をされ、今回の申請に至ったそうです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第3号3番について10番、私、藤原から説明をいたします。

それでは、番号3の現地の確認と聞き取りの報告をさせていただきます。地図の7ページをご覧くださいと思います。願出人宅に何度か電話しましたが、なかなかつながらないので、手続きをされた土地家屋調査士事務所の方に電話を入れまして、そこからの聞き取りをご報告とさせていただきます。願出人は昭和45年に、この地図の北側の方にお宅がありますけれども、そこ一带とあわせて競売で取得した土地なようでございます。その後、間もなく親戚に売却をし、既に自宅も建ててあるんですけれども、今回のその土地については、自分のものではないというふうに認識しておったようであります。さらに、平成9年には隣地に隣地居住者が自身の所有地でありますので、自宅を建築し、市道からの出入口の通路として使用していて、今回、市道からの上水道工事で願出人の所有地であることが分かったようであります。そこで、願出人と息子さんが2人で土地家屋調査士事務所を訪れまして、今の事情を話し、現況にあった地目に変更したいので、手続きをお願いしたいということを頼まれたということでありました。おそらく、その後は隣の今いる隣地居住者のお宅に譲るのではないかなという話もされておりました。以上で報告を終わります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めま

す。

(賛成者挙手)

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第8、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書の11ページをお開き願います。議案第4号農地法の運用について第4（2）に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

次のページをお開きください。地図は8ページになります。番号1番、登記地目は畑、現況地目は山林、面積は512㎡。所有者は死亡しており、相続財産管理人の弁護士が手続きを行っております。当該地は、整備された新しい道路の敷地として一部が買収され、残された土地は道路の法面部分で、提出された顛末書によれば、梅や柿を植えていたこともあったところ、台風などで本数が減少し収穫を放棄したようであります。地図の8ページ、最後のページ、9ページに現況の写真を添付しておりますが、土地の多くは急斜面で、一部に耕作している部分はあるものの家庭菜園程度であり、長年山林として認識していたとのであります。写真の方に一部道路と記しておりますけれども、これが新しい県道部分になります。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第4号1番について5番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。ちょっと図面が複雑なんで、地図を見てもらいたいんですけども、申請地は道路のすぐ隣となります。永浜バス停から北側に上がった家の裏側のようなです。場所は説明にもありましたけれども、急斜面で、農地を使用することは極めて困難なところですが、現況としては草刈り管理がなされておりましたが、農地としての利用はかなり難しいと思われれます。一部に小枝柿とか梅の木がありましたけれども、斜面が急なため、農地としての復旧は難しいと思われれます。非農地の判断で森林の様相を呈しているという項目がありましたが、この場合は急斜面で農地としての利用がかなり難しいのではないかとと思われれます。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号1番について本委員会において農地に該当しないことに決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番の農地に該当するか否かの判断については本委員会において農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第20回総会を閉会いたします。

午後2時56分閉会